

タマス・ホブズ『リヴァイアサン』における・‘Authorise’
ないし ‘authoritatem concedere/transfere’ の概念

——「国家」を「産出」する「契約」の《内容》の〈意味理解〉のために——

鈴木 秀 勇

はしがき

使用テキスト

“THE ELEMENTS OF LAW, NATURAL AND POLITICAL.” Edited with a Preface and Critical Notes by FERDINAND TÖNNIES. [London, 1889]. SECOND EDITION. With a new Introduction by M. M. Goldsmith. New impression. Frank Cass London, 1984. v—xvi; 1—190 pp. Appendices. pp 193—226. (『自然法と政治法との諸原理』。フェルディナント・トニエス編。付「序詞と校訂注」〔初版。ロンドン、一八八九年〕。第二版。付「M・M・ゴールドスミスによる新序文。新刷。フランク・カス書店。ロンドン、一九八四年」)。本稿では、“*EoL.*”と略記。(執筆は、一六四〇年に終了と推

定される)。

“ELEMENTORUM PHILOSOPHIAE SECTIO SECUNDA. DE HÔMINE.” [Amsterdam, 1658]. ‘OPERA PHILOSOPHICA QUAE LATINÆ SCRIPSIT OMNIA. COLLECTA STUDIO ET LABORE GULIELMI MÔLESWORTH. VOL. II. JOHANNES BOHN London, 1839 Second Reprint. SCIËNTIA VERLAG. Aalen. 1966 i—iv; 1—132 pp. (『哲学の諸原理の第二部。人間について(「チャー・ホムネ」)』。〔初版。アムステルダム、一六五八年〕。『著者の・ラテン語での執筆にかかる哲学総著作集。ウィリアム・モウレズワースの研校と尽率とによって収集されたもの。第二巻』。ジョン・ボウン書店。ロンドン、一八三九年)。復刻・第二版。スキエンティア書店。一九六六年)。“*DH.*”, OL. II. と略記。

“ELEMENTORUM PHILOSOPHIÆ SÉCTIO TERTIA. DE CIVÆ.” [Paris, 1642]. ‘OPERA PHILOSOPHICA……. OMNIA.’ VOL. II. SCIÉNTIA. 133—432 pp. (『哲学の諸原理の第三部。市民の政治 (シ・イー・キ・イー・ヤ・ヤ)』)。(初版。ハッ・一六四二年)。前記『哲学総著作集』。同・「第二巻」)。「DC」, OL・II. の略記。

“DE CIVÆ. The Latin Version.” A critical edition by Howard Warrender. Oxford. The Clarendon Press. 1983. The Clarendon edition of the Philosophical Works of Thomas Hobbes. Vol. II. iii—xviii; 1—67; 71—294 pp. (『市民の政治』。オクスフォード版。オクス・ウ・キ・イー・ヤ・ヤによる校訂編集版。オクスフォード。一九八三年。クラランダム印刷局。クラランダム版・タマス・ホブズ哲学著作集。第二巻)。「DC・W.」と略記。

“LEVIATHAN, OR THE MATTER, FORME, & POWER OF A COMMON-WEALTH ECCLESIASTICALL AND CIVILL.” [London, Andrew Crooke, 1651]. Edited with an Introduction by C. B. Macpherson. Pelican Classics. Penguin Books. Reprinted 1978. 9—70, 71—729 pp. (『リヴァイアサン。別名‘教会国家と市民国家との素材’形式‘および力’。〔初版。ロンドン・アンデル・クルウク書店。一六五一年〕。C・B・マクファーソン編。付‘序文。ヘンギン双書。一九七八年版再刷。〔真正初版の復刻版〕。‘Leu. (E.)’ なるしは、たんに E. と略記。

“LEVIATHAN, SIVE DE MATÉRIÀ, FÔRMÀ, ET POTESTATE CIVITATIS ECCLESIASTICÆ ET CIVILIS.” [Amsterdam, 1667]. ‘OPERA PHILOSOPHICA……. OMNIA.’ VOL. III. London, 1891. Second Reprint. SCIÉNTIA. 1966. i—iv; 1—569 pp. (『リヴァイアサン。別名‘教会国家と市民国家との素材’形式‘および力’。〔初版。アムステルダム。一六六七年〕。‘Leu. (L.)’ なるしは、L. の略記。これは ‘Leu. (E.)’ のラテン語訳ではなく、著者自身にラテン語版である。

なか‘Leu. (E.)’ と ‘Leu. (L.)’ の両版を併せて ‘Leu. (E. L.)’ と表記した。

(本稿に記載したラテン語には、長母音符号、曲アクセントを含むアクセントの符号を、付した。また、ラテン語、ギリシヤ語、その他の諸国語の語の表音に添えた傍点は、アクセントの所在を示す)。

『「橋論叢」の「論説」に与えられた紙幅を考慮して、本稿執筆の素材については、既発表の拙稿のいくつかを、参照願わねばならない。それらの部分を含む拙論は、下記のものである。(所載の・札幌大学刊行物は、すべて、交換により、一橋大学附属図書館に所蔵されている。本稿執筆にあたっては、これらの拙稿における分析、引用原文の訳出、その他にわたって、補正、補完を施した)。

『タマス・ホブズにおける・「契約」ならびに「自然権」

「自然法」および、「自然」の諸概念の分析——第一部、第二部、第三部。「まえおき」(I・II・III)(札幌大学・経済学会。『経済と経営』・第16巻・3、4〔合併〕号。1986年3月。27—52ページ)。「第一部。ホブズにおける「契約」、および、「自然権」、「自然法」の諸概念の分析(第一章—第七章)」。『第一章(1)——26〕(同上誌。第17巻・1号。1986年6月。1—36ページ)。右『第一部・第二章』(I・II・III)(同上誌。第17巻・2号。1986年10月。113—159ページ)。右『第一部・第三章』(I—A——I—D)(同上誌。第17巻・3号。1987年1月。27—51ページ)。「右『第一部・第三章(ひびき)』(II—A——II—C III—A——III—C)(同上誌。第17巻・4号。1987年3月。47—120ページ)。右『第一部・第四章』(I——V)。同・『第五章』(I——V)。同・『第六章』(I——IX)(同上誌。第18巻・1号。1987年6月。43—86ページ)。右『第一部・第七章』(I——V)(同上誌。第18巻・2号。1987年9月。55—90ページ)。右『第一部・第八章』(I——VII)(同上誌。第18巻・3号。1987年12月。25—133ページ)。右『第一部・第九章』(I——V)(同上誌。第18巻・4号。1988年3月。27—116ページ)。右『第一部・第九章(ひびき)』(VI——VIII)(同上誌。第19巻・1号。1988年8月刊行予定。印刷中。約43ページ)。

『タマス・ホブズにおける「契約」ならびに、「自然権」

「自然法」および、「自然」の諸概念の分析。第二部。ホブズにおける「自然」概念の分析(第一章(I——X)。第二章(I——VII)。「第三章(I——VIII)』(札幌大学教養部紀要。第29巻。1986年9月。19—146ページ)。

本稿の主題

1. 『リヴァイアサン』にあって、政治哲学を含む・ホブズの〈社会哲学〉(“DC.”)は“morals philosophia” “DC.W.”)は“Philosophia morālis” “Leu. (E.)”は“Morali Philosophie” “Leu. (L.)”は“philosophia morālis”『第一部・第三章(ひびき)』。II—A)の核心をなすものは、言ひかへる、

Part II. OF COMMON-WEALTH CHAP. XVII. *Of the Causes, Generation, and Definition of a COMMON-WEALTH* (「第二部。カンモンウェルス〔国家〕について。第十七章。カンモンウェルス〔国家〕ノ諸目的、産出、オモウ、定義ニツイテ。DE CIVITATE SIVE REPUBLICA. CAPUT XVII. DE CAUSA, GENERATIONE, ET DEFINITIONE CIVITATIS (「キーウィタースないしはリープリーブリカ〔国家〕について。第十七章。国家の目的、産出、および、定義に

へらつ」の *E. L. prg. 13.* に示される「共同の力 (Common Power. *L. communis potentia*) を設立する (to erect. *L. constituendū*)」[「国家」を「産出」する]・「たゞ一つの道」、換言すれば、「各人が各人に敵対する戦争」(ないしは、「万人が万人に敵対する戦争」)の「身の上」[これについては、本稿・後述・I・1]にある「各人」が、この「身の上」を脱出して「平和」の〈創出〉に〈転換〉する、という〈目的〉に〈適合〉した〈手段・方法〉たる「国家」を「産出」するために、この「産出」という〈目的〉に、これまた〈適合〉した〈手段〉として、同じ「身の上」にある・他の「あらゆる」「各人」と交す「契約」——すなわち、各自が有する・いわゆる「自然権」を、「ひとりの人間」ないしは「一つの・人々の会衆体」(これは「産出」された「国家」にあつては「至高権力保持者」(*“EoL.”* では ‘sovereign’, *“Leu. (E.)”* では ‘sovereign’, あらうは ‘soveraigne’, *“DC.”*, *“Leu. (L.)”* にあつては ‘summam’ (*“DC.W.”* では ‘symm-am’ potestatem habens’ と記される)になるものである。『第一部』・『第八章』。VIII 同・『第九章』。VIII に「移譲」することを《内容》とする「契約」(Covenant.

L. pactum) —— の・その《内容》である。

(注記すれば。ホブズにおける「国家」は、“*EoL.*”, “*DC.*”, *“Leu. (E. L.)”* に示されてゐる・「至高権力保持者」の「責務」とりもなおさず、「国家」の「目的」(それは、ただちに、〈創出〉されるべき「平和」の内容である)についての論述の分析にしたがい、歴史的に規定すれば、〈資本制経済社会の成立の政治的条件〉たる〈政治的国民統一〉である(『第一部』・『第一章』。とくに17—26)。このことを傍証するものは、ホブズに先立って、「生産技術科学」とその前提となる「(自然)科学」と(資本制経済社会成立の技術的条件)の確立を意図した・フランシス・シモンG “*Instauratio Magna [Scientiarum]*”, Pars II. *Novum Organum*. — *Aporismi de Interpretatione Naturae et Régno [Naturae] Hominis*. Liber I., II.” London, 1620. (『諸科学G』大革新。第二部。新オルガノン〔新論理学〕。——自然の解明〔自然科学〕と「人間による〔自然の〕支配〔生産技術〕とにつづるの諸命題。第一・第二編」(ロンドン・一六二〇年)を参照。(The Works of Francis Bacon. Collected and Edited by James Spedding, Robert

Leslie Ellis, Douglas Denon Heath. Vol. I. London, 1858. Neudruck. Erster Band. Friedrich Fromann Verlag. Stuttgart-Bad Cannstatt. 1963. pp. 119—365)。(拙稿『ジャンジャク・ルン『エッセ』における・「自然にたがう教育」の思想の分析』(札幌大学教養部紀要第27巻(第一章)。「第II章」。「第III章」)。1985年9月。121—181ページ。第28巻(「第IV章」。「第V章」)。1986年3月。77—198ページ)°右のうち、「第V章」。(I—XIX)および前出・『第一部』・『第一章』。(16))。

2. にも拘らず、少なくともわが国のホブズ研究界は、a. 「自然権」の「移譲」の〈論理〉と、いわけ、「自然権」の「移譲」が二重の意味をもつことの〈論理〉と、b. 「移譲」が「各人」間の「契約」によることの〈論理〉との連関において、c. 上記の《契約内容》の規定の〈論理〉を、d. “EoL”, “DC.” から “Leu. (E. L.)” に至る・立論の経緯を辿るなかで、分析することに欠けていたところから、e. 体系の核心たる《契約内容》の〈意味理解〉について、致命的な過誤に陥っている。

3. その《契約内容》の規定は、“Leu. (E.)” にあっ

ては、左記の文脈の中へ、*“I Authorise”* は始まり、*“in like manner.”* は終り・イタリック体で記された部分である° (E. p. 227)

“This is more than Consent, or Concord; it is a real Unite of them all, in one and the same Person, made by Covenant of every man with every man, in such manner, as if every man should say to every man, *I Authorise and give up my Right of Governing my self, to this Man, or to this Assembly of men, on this condition, that thou give up thy Right to him, and Authorise all his Actions in like manner.* This done, the Multitude so united in one Person, is called a COMMON-WEALTH, in latine Cīvītas. This is the Generation of that great LEVIATHAN, or rather (to speake more reverently) of that *Morall God*, to which we owe under the *Immortal God*, our peace and defence.”

a. 右の規定について、わが国のホブズ研究者のあいだで通常行なわれている〈意味理解〉は、諸種のイングリッシュ語版を底本とし・普及している・左記の・三つの『リヴァイアサン』翻訳書の訳文中、引用者が*…*を

付した部分に現われている〈理解〉である。

i. 「岩波文庫」版（1967年。第十刷）。

「これは同意や和合いじょうのものであり、それは、一にして二ならぬ人格による、かれらすべての真の統一であって、この統一は、各人が各人にむかってつぎのようにならぬとき、各人対各人の信約によってつくられるのである。すなわち、*わたくしは、この人に、また人々のこの合議体において、自己を統治するわたくしの権利を、権威づけあたえる、*Authorize and give up*が、それはあなたもおなじようにして、あなたの権利をかれにあたえ、かれのすべての行為を権威づけるといふ、条件においてである。*このことがおこなわれると、こうして一人格に統一された群衆は、*コモン・ウェルス*、ラテン語では*キウィタス*とよばれる。これが、あの偉大なりヴァイアサン、むしろ（もっと敬虔にいえば）あの可死の神、*Mortal God*の、生成であり、われわれは不死の、*Immortal*神のもつて、われわれの平和と防衛についてこの可死の神のおかけをこうむっているのである」。（傍点と‘*Authorize*’のsの綴りと‘*give up*’のあとの「が」に傍点が付されていないことは、訳者による。

(二) 33ページ。第二バラグラフ—34ページ。第一バラグラフ）。

ii. 「世界の大思想」版（1983年。第四版）。

「これは、同意や和合という言葉ではいいつくせないほどのもので、あたかも、各人が各人にむかって、*あなたもわたくしと同じように、あなたの権利をかれに与え、そのすべての行為の権限を認めるといふ条件のもとに、わたくしは、みずからを統治する自分の権利を、この人あるいはこの合議体に与え譲渡する*と宣言するかのようにな、各人対各人の信約によってつくられる、まったくただ一つの人格のなかへの、かれらすべての真の統一であるといえるのである。このことがなされると、この一人格に統一された群衆は、*コモン・ウェルス*——ラテン語では*キウィタス*——と呼ばれるのである。これが、あの偉大なりヴァイアサン、いやむしろ（もっとうやまっていえば）、あの可死の神の生成であり、われわれが不死なる神のもつて、〔国内の〕平和を維持し、〔外敵から〕防衛されているのは、この可死の神のおかけなのである」。（傍点、「」は、訳者による。115ページ。上欄・第二バラグラフ—下欄・第一バラグラフ）。

iii. 「世界の名著」版(1983年・第九版)。

「改行」これは同意もしくは和合以上のものであり、それぞれの人間がたがい契約を結ぶことによって、すべての人間が一個の同じ人格に真に結合されることである。その方法は、あたかも各人が各人に向かってつぎのように宣言するようなものである。「私はみずからを統治する権利を、この人間または人間の合議体に完全に譲渡することを、つぎの条件のもとに認める。その条件とは、きみもきみの権利を譲渡し、彼のすべての活動を承認することだ*」。「改行」これが達成され、多数の人間が一個の人格に結合統一されたとき、それは《コモンウェルス》——ラテン語では《キウィタス》と呼ばれる。かくてかの偉大なる《大怪物》(リヴァイアサン)が誕生する。否、むしろ「永遠不滅の神」のもとにあって、平和と防衛とを人間に保障する地上の神が生まれるのだと「畏敬の念をもって」いうべきだろう。(改行、「——」、《大怪物》(リヴァイアサン)は、訳者による。「改行」の注記は、引用者。196ページ。上欄・第三パラグラフ下欄・第二パラグラフ)。

b. しかし、上掲の諸訳文に示されている・前記《契

約内容》の規定の《意味理解》は、すべて、完全な誤謬であり、その過誤は、前出・2.に述べたところに、起因するのである。

c. そして、2.に挙げた・他の・二つの《論理》との・不可分離の連繋において分析せらるべき・《契約内容》の規定の《論理》を、集中的に表現しているのが、*“aut-horise”*の概念なのである。

4. そこで、予め示すならば、右の《論理》は、一言をもってすれば、《本人》と《代行者》・《代理人》との《関係》の《論理》である。

やや立ち入って述べれば、a. 「各人」が有する「自然権」(*“Eol.”* *“Leu (E.)”*)とは *“right of nature”* (「自然に基づく権利」) *“DC.”* *“Leu. (L.)”* 又は *“jus (‘DC. W.’ ‘jus’) naturale* (「自然にしたがう権利」)。『第一部』「第四章」。同・「第九章」。I——III)を *“Eol.”* *“DC.”* から *“Leu. (E. L.)”* に至る・その規定にしたがって分析すれば、i. 「各人」の「自然権」の《内容》は、「自然」(この概念については、本稿・後述・I・2.)が《意志》し「各人」に《命令》する「自分自身の生命の保存」という「目的」に《適合》した《手段》である・

「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉、にほかならず(後述・II・d.)、ii. してみれば、「自然権」は、〈非物件〉である。b. それゆえ、「各人」が、自らの「自然権」を、前述・I.の「至高権力保持者」となるべき・〈単一〉の〈第三者〉たる「他人」に「移譲」することは、——〈物件〉の「引き渡し」に即して行なわれる・「権利」の「移譲」とは異なっており、「不可能」であり、〈第三者〉がこれを「各人」から「受領」することも、「不可能」である。c. ホブズは、“*Eol.*”, “*Dc.*” にあって、“*Leu.* (*E. L.*)” の・前記 Pt. II. CHAP. XVII. に該当する各章で、「共同の力」(「国家」)たる「単一体」(union (“*Eol.*”), *UNIO* (“*Dc.*”), *UNIO* (“*Dc.W.*”) の「造出」について論述するさらに、i. この〈論理上の難点〉に逢着し、ii. 右の〈困難〉を除去するため、“*Eol.*”, “*Dc.*” は、ひとしく、ある〈理解〉・〈解釈〉をとった。d. がしかし、その〈理解〉・〈解釈〉も、結局は、前述した・「各人」の「自然権」の「移譲」・「受領」の「不可能」という〈難点〉に、〈還流〉していく性質のものであった(『第I部』・第IX章(つづき)。(VIII))。

e. “*Eol.*”, “*Dc.*” の制作後に、この・脱しえぬ〈困難〉を自覚したホブズが、右の〈難点〉を解決すべく工夫を凝らし着想した〈論理〉が、まず、(本稿・後出・IV) “*DH.*” 最終章 *CAPUT XV. DE HOMINE FICTIO* [FICTIO] (第十五章。他人の役割を演ずる人間にふつ) (*OL. II. pp. 130—132*) に現われ、ふつで問題の《契約内容》を提示する・前掲の “*Leu.* (*E. L.*)” Pt. II. CHAP./CAP. XVII. G. 直前におかれた Pt. I. CHAP. XVI. OF PERSONS, AUTHORS, and things *Personated* (「第一部。第十六章。人格・本人・オミヤ・人格トサレタ諸事物ニツイテ」) (*E. pp. 217—224*)、*CAPUT XVI. DE PERSONIS ET AUTHORIZIBUS* (第十六章。人格と本人とにふつ) (*L. OL. III. pp. 123—126*) に継承される〈論理〉——すなわち、i. 「各人」は、〈単一〉の〈第三者〉に、「各人」の「自然権」(の〈内容〉)——くりかえせば、自らの「生命の保存」を「目的」とする「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉——を「代行」・「代理」する「資格」・「権限」を、〈付与〉・〈譲与〉・〈移譲〉し、ii. この「資格」・「権限」の〈付与〉・〈譲与〉・〈移譲〉によって、「自然権」(の〈内

容〉——右の〈あらゆる行使〉の「本人」の「人格」としての「各人」にたいして、〈単一の〈第三者〉は、「本人」たる「各人」の・その「自然権」(の〈内容〉) —の・〈あらゆる行使〉 —の「代行者」・「代理人」の「人格」へとなる〉——とする〈論理〉である。(『第一部・「第四章」〕。

f. この・〈「本人」と「代行者」・「代理人」との〈関係〉の〈論理〉によるならば、i. 〈単一の〈第三者〉は、「本人」たる「各人」からの「権限」・「資格」の〈付与〉・〈譲与〉・〈移譲〉に基づいて、「各人」の「自然権」を、そのの〈内容〉において、「代行」・「代理」するのであるから、ii. その「代行」・「代理」は、「自然権」(の〈内容〉)の(「非物件性」に基づく)「移譲」・「受領」の「不可能」という〈論理上の困難〉を免れ、iii. しかも、「移譲」・「受領」の〈機能〉を果たすことができる、ないしは、「移譲」・「受領」と〈同一〉のものであることができるのである。

g. そして、「自然権」の〈内容〉たる・上記の〈あらゆる行使〉を、「代行」・「代理」せしめる「資格」・「権限」を〈単一の〈第三者〉に、〈付与する〉、と

う意味をもつのが、'Authorise'の概念である。

5. a. また、philologischに吟味しても、a. 前出・3.に挙げた・『契約内容』を示す原文中の 'authorise' なる語は、ブリタンニア(ブリテン)・ヒュルニア(アイアランド)地域に行なわれた中世ラテン語 'auctorizare' ないし 'auctorizare' (十世紀中葉・十二世紀初期、十六世紀中葉、の文書に現われる)に由来するが、後者の語幹は、もとより、古典ラテン語の 'auctoritas'、中世ラテン語の 'auctoritas' あるいは 'auctoritas' (本稿・本・5.の後出・f.に記す・前記『契約内容』のラテン語原文に見える語)である。β. ところで、古典ラテン語としての 'auctoritas' は、そのの諸語意の「ひと」、 'auctorisation' (「授権」)、「委任」, 'Vollmacht' (「全権」)、「代理権」,「委任」, 'Ermächtigung' (「権限授与」)、「全権委任」。(「全権」)の意をもった。この語意は、多く、「公的使節」について右の語が用いられる時のもので、その用例の一つは、キケロ (Marcus Tullius Cicero, 106 B.C. — 43 B.C.) の・ある著述に見出される。γ. つぎに、中世ラテン語としての 'auctoritas' の諸語意のうちにも、 "plena vicario data vel ab eo accepta potestas" (「公

的代理人に付与された、ないしは、公的代理人によって受諾された、全面権限)’, *Bevollmächtigung*’ (「全権委任」・「全権授与」・「代理権授与」), *Vollmacht*’ (「全権」・「代理権」・「委任」)の意があつて、この語意が、「公的使節」、「公的代理人」について用いられた例が、*“Monumenta Germaniae Historica.”* の *“Scriptores.”* の部に収録されている・九世紀成立の・二つの文書の中に、見られるのである。(上記・ii. iii. についての詳細は、あらためて、本稿の末尾、VIII・4・5. に、示される)。

iv. 本稿・前出・4. の e. に記した・《契約内容》の《論理》を *Philologie* の面において表現しているのが、まさに、右に挙げた・‘*autoritas*’の語意である。

b. i. それゆえ、前記・3. の原文に見える ‘*authoritas*’ は、「各人」が、《単一》の《第三者》に、「自然権」の《内容》——前出・4. a. を再言すれば、「各人」の「生命の保存」を「目的」とする・「身体と心との力・能力」の《あらゆる行使》——の《全面的代行(代理)権限》を《付与》する、という意味であり、ii. 本・5. 後出・f. の *‘authoritatem concedere’* は、右の《全面的代行(代理)権限》を「譲与する」・‘*authoritatem trans-*

ferre’ は、同じ《権限》を、「移譲する」の意である。

c. ただ、かかる《権限》の《付与者》・《譲与者》・《移譲者》たる「本人」について言えば、この《権限》の《付与》・《譲与》・《移譲》は——「代行者」・「代理人」が、《付与者》・《譲与者》・《移譲者》を目して、《その者が、自分の本人である、とする》ことができる「資格」・「権限」を、「本人」が「代行者」・「代理人」に《付与》・《譲与》・《移譲》すること——である。

d. それゆえ、問題の《契約内容》について、‘*authorise*’, ‘*authoritatem concedere/transferre*’の意味を、‘*author*’ (「本人」)の意と、前述の・「本人」と「代行者」・「代理人」との関係の《論理》とに力点をおいて表現すれば、——私〔君〕ハ、《単一》ノ《第三者》ニ、《ソノ《第三者》ガ、私〔君〕ヲ、自分ノ本人デアル、トスル資格・権限ヲ、付与スル》、ないしは、《譲与スル》、あるいは、《移譲スル》——である。

e. そこで、まず、前出・3. に挙げた原文について、《契約内容》の規定の《意味理解》を示せば、それは、左記のものとなる。(他の諸点についての・前掲・三訳文における理解との相違と、その根拠とについては、

ここでは論じない。文中の「」、()内は、筆者の注解ないし補完を、表わす。また、《契約内容》を含めて、原文イタリク体の部分は、片仮名で表記した。なお、「コノ人間、ナイシハ、コノ會議体」とは、もとより、「至高權力保持者」となる・「単一」の《第三者》(「ひとりの人間」、ないしは、「一つの・人々の會議体」)を、指すものである)。

「これ『共同の力』・『国家』は、提携(Consent)ないし協同(Concord)以上のものなのです。それ『共同の力』・『国家』は、あらゆる人間がたった一つの人格となる・文字どおりの単一体(a reall Unite)なのであります。この単一体は、各人が各人と交す契約(Covenant)によって造り出される(made)のですが、その契約は、各人が各人に向かって、ちょうど、つぎのように言うようにして、交されるのです。私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ・人々ノ會議体ニ、ソノ人間、ナイシハ、ソノ・人々ノ會議体ガ、私ヲ、自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、付与シマス(Authorise. この語は、「ソノ人間…」以下のすべてを、表示する)。スナワチ、私ハ、私自身ヲ「私ノ「生命ノ保存」へ」導イテイクタ

メニ私がモッテイル権利〔「自然権」〕ヲ、「ソノ人間、ナイシハ、ソノ・人々ノ會議体ニ」譲渡シマス(give up)。「タダシ」、ソレハ、君ガ、私ト同ジヨウニ、君ガ〔君自身ヲ、君ノ生命ノ保存へ導イテイクタメニ〕君ガモッテイル権利〔「自然権」〕ヲ、ソノ人間、ナイシハ、ソノ・人々ノ會議体ニ、譲渡スル(give up)、スナワチ、ソノ人間、ナイシハ、ソノ・人々ノ會議体ガ、君ヲ、自分ノ行為スベテノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、君ガ、「ソノ人間、ナイシハ、ソノ・人々ノ會議体ニ」付与スル(Authorise. この語も、「ソノ人間、…」以下のすべてを、表示する)、「トイウ・コノ条件(on this condition. この「this」は、《重要ナ》を、含意する)、デアリマス。この契約が交されますと、このようにして一つの人格として単一になった・人間たちの多数体が、カマン・ウ・エルス〔「国家」〕、ラテン語ではキ・ウィタ・リス、と名づけられるのです。以上が、あの・巨大なリヴァイアサンの産出でありますし、ないしはむしろ、(もっとうやうやしく申せば)、死ヌコトノアリエル神の産出であります。私たちが、私たちの「お互いのあいだの」平和と「外敵の侵略にたいする」防衛とをえることができます

のは、死ヌコトノアリエナイ神に服している・この・死ヌコトノアリエル神のおかげなのであります」。

f. なお、*“Lev. (L.)”* に *“11:14”*。(OL・III. pp. 130—131)

“Est autem hoc aliquid amplius quam cōsensus aut concordia. Est enim in personam ūnam vērā omnium ūnio; quod fit per pāctum uniuscuiusque cum unōquoque; tāquam si unicuique unusquisque diceret, *Ego huic hominī, vel huic cetui, auctoritatem et ius meum regendi mēipsum concēdo, eā conditione, ut tū quoque tuam auctoritatem et ius tuum tui regendi in eundem trāsfersās*. Quō factō, multitudo illa ūna persona est, et vocatur *Civitas et Rēspūblica*. Atque hāc est generatio magni illius *Leviathan*, vel, ut dignius loquar, *mortalis Dei*, cui pacem et protectionem sub Deo immorali debemus omnem.”

「と」で、これ「共同の力」・「国家」は、提携ないしは協同より以上の・ある・重大なものです。なぜかと言いますと、それ「共同の力」・「国家」は、あらゆる人間がたった一つの人格となる・文字どおりの単一

体 (véra...ūnio) であるからであります。この単一体は、各人が各人と交す契約 (pāctum) によって造り出される (fit) のです。その契約は、各人に向かって各人が、ちやうど、つぎのように言うようにして、交されるのです。

私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ会議体ニ、ソノ人間、ナイシハ、ソノ会議体ガ、私ヲ、自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ (*auctoritatem*, この語は、*“ソノ人間、…”*以下のすべてを、表示する)、「譲与シマス (*concēdo*)」スナワチ、私自身ヲ〔私ノ生命ノ保存へ〕導イテイクタメニ私ガモツテイル権利〔「自然権」ヲ、〔ソノ人間、ナイシハ、ソノ会議体ニ〕譲与シマス (*concēdo*)〕「タダシ」ソレハ、君モタ、ソノ・同ジ人間、ナイシハ、ソノ・同ジ会議体ニ、ソレガ、君ヲ、自分ノ本人デアル、トスル・君ダケガモツ権限〔資格〕ヲ (*tūam auctoritatem*, この語は、*“ソレガ、…”*以下を、表示する)、「移譲スル (*trāsfersās*)」スナワチ、〔君ヲ、君ノ生命ノ保存へ〕導イテイクタメニ、君ガモツテイル権利〔「自然権」ヲ、君ガ、ソノ・同ジ人間、ナイシハ、ソノ・同ジ会議体ニ、移譲スル (*trāsfersās*)〕トイウ・ソノ条件デ (*eā conditione*, ‘*eā conditio*’の ‘*eā*’は、*“重要ナ*

を、含意する)、デアリマス。この契約が交されることによって、あの・人間の多数体が、単一の人格になるのですし、すなわち、キ・ウィタース、また、レースブリカ(いずれも、「国家」と名づけられるのです。そして、まさにこれが、あの・巨大なレウィア・アート・ハーンの産出でありますし、あるいは、もっといかめしく申すとしますれば、死ヌコトノアリエル神の産出であります。私たちが、「お互いのあいだの」平和と、「外敵にたいする」防衛とのことごとくをえることができますのは、死ぬことのありえない神に服している・この・死ヌコトノアリエル神のおかげなのであります」。

「「この条件」 (this condition) の 「this」 「この条件」 (ea conditio) の 「ea」 が、いずれも、〈重要ナ〉を含意する、とする根拠は、本稿・後述・IV・c. のように、右に現れる・前記の〈論理〉に基づく《内容》をもつ「契約」が、*“Leu. (E. L.)” Pt. I. CHAP. XIV. PRG. 5.* に示される「第二の自然法」の〈帰結〉であるところにあ

り、すなわち、右の「自然法」が含む・「自然権」の「移譲」の《条件》——、「各人」の・この「移譲」における〈相互性と同時性〉——が、「国家」を「産出」する・右の「移譲」は、「契約」による、ということの〈論理〉を、語っているからである)。

6. そこで、本稿の主題は、《契約内容》の・右の〈意味理解〉の〈根拠〉を知るために、*“EoL.”*、*“DC.”* から *“Leu. (E. L.)”* に至る・立論の経緯に照らしながら、前述・2. に記した・二つの〈論理〉が、《契約内容》の〈論理〉に収斂する道筋を、辿るところにある。

(本論・I——VIIIの発表は、一橋論叢編集委員会の編集方針いかに委ねられるが、本・論叢の・後日刊行の号において行われることも、ありうる。筆者)。

(一橋大学名誉教授)
(札幌大学教養部・教授)